ウクライナ避難民に関する教職員宿舎等目的外使用許可

事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ウクライナ避難民が、教職員宿舎等の一時使用を希望した場合の取扱いを適正かつ合理的に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「ウクライナ避難民」とは、令和４年２月24日に始まったロシア軍によるウクライナ侵攻により、避難を目的として日本に入国したウクライナ人で、出入国在留管理庁が在留資格を認めたことを証明する書面等により、当該事実を確認することができる者をいう。

（許可の取扱い）

第３条　ウクライナ避難民に対する一時使用の許可は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定に基づく目的外使用許可とする。

（ウクライナ避難民が行う許可の申請）

第４条　ウクライナ避難民は、教職員宿舎等の一時使用の許可を受けようとするときは、別記第１号様式によるウクライナ避難民用教職員宿舎等一時使用許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育長に申請しなければならない。ただし、申請日に在留資格を有することを確認することができる書面等を所持していないときは、入居後３月以内に提出することをもって足りるものとする。

1. 在留資格を有することを確認できる書面の写し
2. 誓約書
3. 前２号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認める書類

（審査）

第５条　教育長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、教職員宿舎等の一時使用を許可するときは、別記第２号様式による教職員宿舎等一時使用許可書により当該ウクライナ避難民に通知するものとする。

（使用料の免除）

第６条　ウクライナ避難民が一時使用する教職員宿舎等の使用料は、高知県財産条例（昭和39年高知県条例37号）第10条第２号の規定に基づき免除する。

（一時使用の期間）

第７条 ウクライナ避難民が使用する教職員宿舎等の一時使用の期間は、許可した日から起算して１年以内とする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、入居から３年を経過する日までを限度として１年ごとに一時使用の期間を延長することができる。

２　前項ただし書の規定に基づきウクライナ避難民が教職員宿舎等の一時使用の期間の延長を受けようとするときは、別記第３号様式による教職員宿舎等一時使用期間延長申請書を教育長に提出しなければならない。

３　教育長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、教職員宿舎等の一時使用の期間の延長を許可するときは、別記第４号様式による教職員宿舎等一時使用期間延長許可書により当該ウクライナ避難民に通知するものとする。

（明渡しの届出）

第８条　ウクライナ避難民は、教職員宿舎等を使用する必要がなくなった場合は、速やかに別記第５号様式による教職員宿舎等明渡届出書により教育長に届け出なければならない。

（明渡し）

第９条　教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教職員宿舎等の一時使用の許可を取り消し、当該教職員宿舎等の明渡しを請求することができる。

（１）申請書に虚偽の記載があったと認める場合

（２）ウクライナ避難民が誓約書の内容を履行しなかった場合

（３）ウクライナ避難民が一時使用の許可の条件に違反した場合

（４）前３号に掲げる場合のほか、教職員宿舎等の管理上支障があると教育長が認める場合

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、教職員宿舎等の目的外使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

　　この要綱は、令和４年６月10日から施行する。